

商工委員会

議 録 第 十 六 号

平成十年五月二十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 大島 章宏君

理事 太田 昭宏君

理事 甘利 明君

理事 岡部 英男君

理事 木村 義雄君

理事 河本 三郎君

理事 鈴木 俊一君

理事 武部 勤君

理事 中山 太郎君

理事 林 義郎君

理事 山口 泰明君

理事 北脇 保之君

理事 島津 尚純君

理事 古川 元久君

理事 旭道山和泰君

理事 宮地 正介君

理事 小池百合子君

理事 春名 真章君

理事 河村たかし君

出席國務大臣

通商産業大臣 堀内 光雄君

出席政府委員

通商産業大臣官 杉山 秀二君

房審議官 林 康夫君

中小企業庁長官 中澤 佐市君

中小企業庁計画部長

委員外の出席者

大蔵省主税局税制第一課長 伏見 泰治君

商工委員会専門員 野田浩一郎君

委員の異動

五月二十二日

小川 元君

川内 博史君

原口 一博君

中野 清君

吉井 英勝君

鈴木 俊一君

古川 元久君

中川 正春君

旭道山和泰君

春名 真章君

吉井 英勝君

鈴木 俊一君

中川 正春君

古川 元久君

旭道山和泰君

春名 真章君

吉井 英勝君

鈴木 俊一君

中川 正春君

古川 元久君

旭道山和泰君

春名 真章君

吉井 英勝君

鈴木 俊一君

中川 正春君

古川 元久君

旭道山和泰君

春名 真章君

吉井 英勝君

鈴木 俊一君

中川 正春君

古川 元久君

旭道山和泰君

春名 真章君

吉井 英勝君

法律案(内閣提出第八一号)(参議院送付)

○齊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案 (本号末尾に掲載)

○堀内國務大臣 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済においては、近年、企業の廃業率が開業率を上回るという状態が続いており、また、本年四月からの自己資本比率規制の導入に伴う金融機関の貸し渋りにより、借入れに依存してきた中小、中堅を初めとするベンチャー企業の事業活動が深刻な打撃を受けております。

この状況を打開するためには、ベンチャーキャピタルによる投資活動を活性化し、株式未公開の中小企業等に対して物的担保の不要な資金が円滑に供給されるようにするための制度的整備を図ることが喫緊の課題であります。

以上のような認識のもと、ベンチャーキャピタルが資金を多数の投資家から集める仕組みとして利用されている民法上の組合についてさまざまな制度的制約が指摘されていることを踏まえ、中小企業等に対する投資事業に適した新たな組合契約の制度を確立するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法律案に基づく組合は、中小企業等に対する株式等投資、経営指導等の事業を行うものであることとしております。

第二に、組合は、業務を執行する無限責任組合員と、出資した金額の範囲で責任を負う有限責任組合員とで構成されることとしております。

第三に、組合契約の第三者に対する公示のため、登記制度等を設けることとしております。

第四に、組合員による組合の財務及び業務に関する正確な情報入手を確保するため、無限責任組合員に財務諸表及び業務報告書の作成及びこれらの書類に関する公認会計士及び監査法人の意見書の添付等を義務づけることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○齊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○島委員 民主党的島聡でございます。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案につきまして質問を申し上げます。

私も、これからベンチャー企業の育成が我が国経済に活力を与えるということは非常に重要なことだと思っております。よく言われる話ですが、日本の開業率というものは長期的に低落傾向をたどっております。一九七二年に七割ぐらいだったのが、九〇年に、ちょうどバブルが崩壊したころに開業率と廃業率がクロスしまして、廃業率がちよと

上回った。そしてだんだん低落傾向をたどって、今大体開業率は三・六%ぐらいになっている。これが非常に日本のダイナミズム、よく日本は少子社会になったからダイナミズムが失われたと言われているけれども、企業の社会も少子社会になっている。だから、子育て支援ではありませんが、いろいろな意味でベンチャーの支援策を整備するということが私は極めて重要なことであると思っております。

それで、アメリカの支援策の一つであるベンチャーキャピタルを見ますと、例えば日本とアメリカを比較しますと、まず大きく違うのは、日本の場合は年間投資額、九五年度で千六百四十四億円なのに対して、アメリカは一兆円以上ある、一兆二千三百億円ある。一件当たりの投資額も、日本は六千六百万円なのに対して、アメリカは六億六千七百万円だ。一件当たりの投資額が十倍近くあるわけです。

問題は、資金調達先、それだけの資金を調達しなくちゃいけないわけですが、どこから調達しているか。日本の場合は自己勘定による投資が七割で、資金源として銀行借入れが多い。アメリカの方はファンドが中心で、資金源の半分は年金基金である。そういうことを見て、今回の法案、新しい有限の組合員をつくらせて年金基金も投入をできるようにしようという思いでつくられたのだらうということは十分に推察できるし、その大まかな流れというのはなるほどと思うわけであります。

ただ、タイミングが問題でありまして、そこをきちんとききよう聞きたいのですが、いわゆるベンチャーキャピタルというのはハイリスク・ハイリターン、そういう特徴を持っているのは当然であります。ハイリスクなわけでありまして、ハイリスクだからハイリターンになる、それは当然の話であります。

それで、本来非常に安定というのを求めなくちゃいけない年金基金、アメリカでも、このハイリスク先に投資できるようになったのは、一九七九年

の労働省による規制緩和からなわけですね。最初は年金基金も一五%ぐらいしかなかったのがだんだんふえてきて、ファンドの中の全体に占める率が九〇年には五三%ぐらいになって、今でも四割ぐらいある。つまり順調に成長してきたわけですね。日本もできたところというふうな順調に成長してほしいとは思っておるわけですが、なぜこんなことができたのか。ハイリスク・ハイリターンであるベンチャーキャピタルに、年金基金、これは非常にローリスクであって安定を求めなくちゃいけないものですが、やらしてよかったか。そしてさらに、それが順調に成長しているのはなぜかというところでございますが、最大のポイントは、もちろん、こう言われると思いますね、年金基金の中の比率から見ると少ないからいいのだ、ポートフォリオ的にはハイリスクを入れてもいいのだという話があると思うのですが、長期的に伸ばそうと思えば、要するにベンチャーキャピタルに投資して、年金をファンドとして使ってもらって、その利回りがある程度回っている、それがあからこのアメリカの場合は順調に成長してきたと思うのです。

だから、今ハイリスク・ハイリターンであるベンチャーキャピタルに年金基金を投入するような促進策をとるといことは、日本でも順調にこれが成長していくという見通しがあつて今の時期にこの法案を提出されたのですか、大臣にお尋ねします。

○堀内国務大臣 見通しがあつてというよりも、現在の開業率が廃業率を下回るような状態、ベンチャー企業がいろいろ事業を起こそうという熱意を持っていてもなかなか資金が集まらない、そういう状態のときに、まず資金の供給先というものをしっかり考えていくことが一方において重要ではないか。片方において、ベンチャービジネスの人たちもなかなかいいアイデアを持っていい仕事を進めているわけでありまして、それが事業的な面で、資金的な面で行き詰まりを来しているというような面もございまして、そこにベンチャーキャ

ピタリストというふうな方々もだんだん育ってまいりまして、そういう方々がこういう仲を取り持ちながら、いいベンチャー企業に対していい資金提供先を提供できるようにするというような土壌もでき上がってきたというふうな様相を眺めてまいりますと、タイミングとしてはいい時期になってきているのではないかとこのように私は感じております。

○島委員 本日に年金基金が、多くの人がベンチャーキャピタルというのを日本としても育てよう、将来、ポートフォリオ的にいって日本の年金というのはいくらですか、公的年金で百六十兆円、企業年金で六十兆円、合計で二百二十兆円にもなる、例えばその一%ぐらいでも二兆円あるわけですから、それを投入していくような道をついていくということは、私は非常にいいと思つております。

経営者である大臣にはもう釈迦に説法でしょうけれども、今大臣が説明されたのは、極めてベンチャーキャピタル側の論理なんです、今こういうふうな伸びている。でも、経営というのは、全く釈迦に説法でしょうけれども、環境に適應する。特にベンチャーキャピタルというのは、あくまでまだ小さな、経営的には非常に弱い體質を持つた企業だから、支援が必要なんです。今の環境というのは本当にいいのだらうかということについてよく思うわけです。

つまり、この年金基金がこういうことになりました、制度はつくった、お金を出した。そして結局、ベンチャーキャピタルでありますから、後でも聞きますけれども、要するに、一番の回収の王道というものは、それが上場して、株が上がって資金を回収する、それが一番王道だと思います。それがどんどん来れば、例えば、最初は大丈夫かなと思つている企業も、あるいは年金担当者も、あこれはいまうまいきそうだからということでは、日本は年金が四割、五割を占めているという形にするというのが望ましいと私は思つてい

る。だけれども、今は大丈夫なのかということは今から言います。

今大臣がおっしゃったのは、非常にベンチャー側が伸びてきているからやると言われた。例えば、アメリカというのは、今申し上げた、一九七九年に労働省による規制緩和を受けて年金基金。その後アメリカは、ちょうど大企業のリストラの時期でもありました。リストラクチャーリングの時期でもありました。そういうこともあつて、これは日本と似ているかもしれないが、一生懸命スピニアウトしようとする人間たちがホワイトカラーの中でいたわけですね。

同時に、当時、パソコン、積極的な情報投資がどんどん進んでいたのです。情報投資が進んでいって、パソコンがどんどん普及して、その需要があつたから、その大きな流れにハイテクベンチャー企業がうまく乗ったわけですね。今の日本というのは、そういうどんどん伸びていく需要があるのか。財政構造改革法の法案のときにもいろいろ私申し上げたことがありますけれども、果たしてそのような状況にあるのかということをもう一度、大臣、お尋ねしたいと思つています。

○(林)政府委員 お答え申し上げます。確かに、ベンチャーが育つ基盤と申しますのは、現実には経済が相当活気を帯びているということが望ましいわけですが、ただ、日本の場合には、中小企業を初めとするベンチャー企業が長い間間接金融に大きく依存してきたことも事実でございます。現在、その間接金融が大変、特にベンチャー企業にとっては難しい状態になっている状況でございます。すぐれた技術、発展の可能性のある企業であっても、現実問題としては金融が受けられない、こういう事態になっている状況にあるわけでございます。

また、投資側からしますと、特にベンチャーキャピタル側からしますと、一つ二つの企業のリスクはありまして、相当数のベンチャー企業に対して投資することによって、かなりリスクを分散することがございます。よく十ぐらいやって二つか

ヤリ企業の育成には、資金面、あるいは人材面、あるいは技術面でさまざまな対策、総合的な支援策を講ずることが是非でも必要でございまして、私どもも、このベンチャー育成政策が日本経済の将来のために極めて重要であるという認識は、全く先生と同様でございまして。ぜひ御理解いただきたいのは、私どもは全く力が入っていないというのではなくて、この対策の面では相当な力を入れてこれまで対策を講じてきているつもりでございまして。

資金面では、もちろん現在提出させていただいている法案による措置のほかにも、中小創造法という法律を制定していただきまして、特定中小ベンチャー企業の設備投資について法人税額の控除あるいは特別償却を認める措置を設ける、あるいは本年度から法人税のうち中小軽減税率を大幅に引き下げる等の措置も講じていただいております。

あるいは人材面では、ストックオプションの制度が昨年六月にすべての企業を対象に一般化しておりますし、本年度より税制面でもその導入を円滑化するための措置を講じております。

また、今国会で、大学等から生じた研究成果についての知的財産権の取得あるいはその成果の民間への移転を図るという観点から施策を盛り込んだ大学等技術移転促進法を成立させていただいているわけでございます。

今御指摘の、ベンチャーのエンゼル税制の話でございまして、現実にはエンゼル税制は一つ形をつくっておるわけでございまして、これが不十分だという御指摘であると思ひますが、これは関係省庁ともよく相談をしながら、今後この中身の充実については、ぜひとも外国の制度に劣らないように中身を充実させていきたいというふうに私どもは考えております。

いずれにしても、通産省としては、この分野での政策が極めて日本の将来にとって重要だという観点から、最大限の措置を講じていただいているというふうに認識をしております。

○島委員 エンゼル税制についてちよつと議論が来て、今大臣から非常に前向きな御答弁をいただきましたので、きょう大蔵省に来てもらっているもので、少し現状をきちんとやっていただきたいと思ひます。大蔵省、現状を説明してください。

○伏見説明員 いわゆるエンゼル税制と言われているものでございまして、平成九年度の税制改正におきまして、ベンチャービジネス振興のためにいろいろなサイドがあると思ひますけれども、個人投資家に対する措置というものの議論がございまして、現行制度でございすけれども、中小ベンチャー法に規定する特定中小会社の株式を取得いたしました上場等の日の前日までに譲渡等による損失等を生じた場合、翌年以後三年間の繰り越し控除を認めるという特例を設けてございす。

これは、それ以前の制度というのは、実際に損失等が生じた際、その際には他の株式の所得とのロスの通算等ができたわけでございす、ベンチャービジネスの特性にかんがみまして、翌年以後三年間、一定の範囲での繰り越しを認めるという制度を創設している、これが一般にいわれるエンゼル税制と言われているものだろうと思ひます。

○島委員 それはいつから、適用されましたの、この四月からですか、今何人ぐらい適用されているのですか。

○伏見説明員 税制の面の措置としましては平成九年度改正でございす、前提として中小ベンチャー法との関連がございすので、そういう意味では九年の六月ではなかったかと思ひますが、その法律の制定との関連で動き出していることだろうと思ひます。ただし、所得税の措置でございすから、各年、暦年の課税でございす。

また、今回のこの措置というのはいわば損にしている措置でございすから、今後まさにそれぞれ投資をされて、実際にそうしたものが発生したといったものとの関連で具体的な適用状況は出てくるということだろうと思ひます。

○杉山政府委員 エンゼル税制の具体的な運用の今の実施状況でございす、エンゼル税制の適用を受けるためには、投資先がエンゼル税制の適用を受けるベンチャーであるということ、通産局の方でございす、これが確認をする、それが税務当局にその確認の書類が行くという仕組みになっているわけでございす。

昨年の六月にエンゼル税制が導入されました、年足らずでございす、今まで企業としては、例えば通信機器の器具メーカーでありますとかコンピュータソフトウェアやハードウェアの販売会社、こういった幾つかの会社につきまして数十件について既に通産局で確認書を出しております、エンゼル税制の適用を受けるという状況に今なっているところでございす。

○島委員 これは、今聞いていただいていたように、確認書を出すと、非常にやりにくいということがありまして、拡充しないではないかというように今大臣の方から意見として出されておりました。今大臣の方から、これは前向きに考えるという御答弁をいただきましたので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います、次回第でございす。

と云つておつたらあと十数分しか時間がなくなりましたので、この法案で、先ほどちよつと申し上げましたが、王道はあくまで株式が上場されて、それを回収するということなんでしょうけれども、通産省のベンチャー企業への資金供給円滑化研究会の中間取りまとめによりますと、我が国のベンチャー投資における資金回収の構成比は、株式公開は三〇から四〇％ぐらいしかありません。例産、廃業が五から一〇％、残りの五〇％から六〇％が公開できないまま、つまり、リビングデッドと言われるそうですが、リビングデッド株式だそうでありまして。別の専門家によると、これは七五％にもなっているという話もありまして、このような状況ではなかなか回収のめどが立たない。そんなものと言われれば、そんなものだということがあつたかもしれませんが、ちよつと多過ぎると思うわけでありまして。

アメリカでは、このような未公開株式を買い取って流通させるのも発達している。つまり、資金回収をもつと円滑にするという方策も発達しているわけでありまして、このリビングデッドに対する対策はどのようにお考えですか。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。リビングデッド株式についての御質問でございす。先生御指摘のとおり、アメリカにおきましては、このようなリビングデッド株式につきまして、それを専門に扱う流通業者というのが存在してございす。したがうしまして、その処理の方法の選択がアメリカにおきましては多様であるという状況でございす、日本におきましては、現実のリビングデッド株式についての処理の選択がまだ限られておる。したがうしまして、多くは、これまでオナーリー株主への売却というのがほとんどだったわけでございす。

この問題につきましては、アメリカと同じような形で、まさにリビングデッド株式の流通を促進するため、民間のイニシアチブというのが重要だと思つてございまして、これは先生御案内かもしれませんが、ディール・ブレイク証券という、これは日本のコンサルタント会社が乗り出してつくった会社でございす、まさに未登録、未上場株式の流通市場でありますベンチャーマーケットといったものを創設する試みが既に始まっております。

また、このようなリビングデッド株式を専門に扱うほかの会社としまして、先ほど、エンゼル税制の数十件という、三十数件でございす、その対象を確認されましたエンゼル証券、これは関西の方の公認会計士の方々のグループが乗り出しているというふうな形で、日本でも既にそのような動きが出てきてございす。

通産省としまして、このような形での取り組みというのをどんどん拡大していくことを期待しております。

ているところでございます。

○島委員　ともかく、そのような未公開株式の流通を盛んにしたりして、あくまでこれを育てていくという姿勢は絶対必要だと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう一つ、法律について、技術的なことをお聞きしますが、この法律案に伴う措置として、財務諸表の作成が義務づけられている。しかし、投資先ベンチャー企業の場合、未公開株式については、未公開株式の流通市場が未発達の状態では、やはり公正な時価を確定しにくいのではないか。組合資産としてのベンチャー企業株式の時価は、当該ベンチャー企業における業績が適正に反映されなければならぬのですが、これはどのように設定をしていくというお考えでしょうか。

○中澤政府委員　時価評価の御質問だと思います。

先生御案内のとおり、本組合は、財務諸表等を業務執行組合が作成して、それをいつも備えていて閲覧に供さなければいけないということとか、また、その財務諸表等につきましては、公認会計士あるいは外部監査法人等が意見書をつけておかなければいけないというふうになってございますが、この財務諸表の中で組合資産の時価評価というのを行うことが、まさに、現在の民法等での取得原価主義のあれを超えてやるのが、投資家に対しての情報開示においては大変重要になってくるわけでございます。

先生御指摘のとおり、確かに、ではどうやってその時価の評価を未公開株式等についてするのかというところになるわけでございますが、現在通産省で研究会を設置しておりますので、ここで会計規則といったようなこと、あるいはその会計規則と対になってございます時価評価についてのガイドラインの検討をしているところでございます。大変難しい問題でございますから、公認会計士協会の方々等々、皆さんお入りいただきまして、議論をしてございます。

今までのところ、基本的には、評価増という

ケースにつきましては、組合が投資した後、その企業がまた新たに増資をして新株を出すというふうな場合、その客観的な事象に基づいて行うのを原則とすべきではないか、あるいは評価減、これもかなりあるわけでございますが、評価減の場合につきましては、当該投資先企業、ベンチャー企業の業績が短期的にどの程度の懸念があるか、あるいは長期的にどの程度の懸念があるか、かなりて入れない、これはかなり厳しい、いやもうこれはだめだといったような、いろいろな分類、ランクというのか、その辺を勘案しながら、何割評価減するかといったようなことについて現在検討をしているところでございまして、できるだけ早くその結果をまとめたかと思っております。

今後、これらの組合会計規則とか時価評価のガイドラインに基づきまして、各組合があらかじめ組合契約で評価基準を定めて時価評価を行うというふうになっていくわけでございます。それがまた公認会計士等によって監査されるということでございます。

以上のような形で時価評価を導入するというところで、海外の投資家にとっても魅力的な投資をしやすくなるというところ、あるいは、これはベンチャーキャピタルであります業務執行組合員でございますが、このような形で投資先企業の時価評価をやるわけでございますので、より緊密に投資先企業をサポートしていくことが求められるわけでございます。大変重要なことだと思っております。

(委員長退席、小此木委員長代理着席)

○島委員　今御答弁にありましたように、ひょっとしたら、こういう形をとると外国からの資本も結構入るかもしれない、今業務執行組合員の話が出ましたので、ちよつとお尋ねしたいのですが、通産省の基本政策は、今補助金を利用した産業保護から、どちらかというと規制緩和に流れている。その中で、ベンチャー企業の育成については、国が打ち出す最後の産業保護政策かなと私は

思っているのですが、そのような手法でやっているという。創造的中小企業創出支援事業などというのがあります。随分やっております。

今、いろいろ細かなアドバイスも必要という御答弁もありましたが、国が中小企業事業を通じて都道府県に対して無利子融資を行って、各都道府県がこれを原資としたベンチャー財団を設立するという手法で今までやってこられて、これは支援はどんどんされたわけですが、この投資先企業の倒産が相次いでいるという現状をどのように分析し、もちろん、私はベンチャー企業というのはそういうものであるというよりはよく存じ上げておりますので、これを乗り越えてどのような対策を打ってこれから進めようと思っておりますのか、答弁をお願いいたします。

○林(康)政府委員　お答えを申し上げます。

この都道府県のベンチャー財団でございますけれども、平成七年度の二次補正で創設された御指摘の事業団の支援事業を活用して、現在までに四十四の道府県で財団ができています。確かに、中にはかなり難しい運営を強いられている財団もございます。現実には、平成九年度の投資実績が、件数で百五十七社で、前年度比で一九・八%増、金額で七十一億、ふえてはいるのです。前年度比で四・〇%増でございます。累計の投資実績も二百九十三社、約百四十二億円ということになっております。

これは成功している企業もかなりありまして、中には、世界に冠たる企業実績、企業業績を出して、世界の中でも有名になっている企業もございまして、また、事業に失敗した企業も八社ございまして、この投資実績にも地域差もございまして、大変活動的なところもありまして、また活動が停滞しているところもあります。

我々の方は、どうしてこういう状況が起こっているのかというところをよく分析をする必要があると思っております。意見を聞いてみますと、ベンチャー企業の発掘が非常に難しいという意見、あるいは将来のリスクの判断が非常に困難だ、あ

るいは投融資後の企業育成がなかなか不十分だという声があります。

ただ、総じて見ますと、大体大半のベンチャー財団は事業が順調に推移している、中には失敗のところもありますが、地域活性化に貢献しているところと見ておりますので、私どもとしても、認識としてはそういう認識なんですけれども、ただ、さまざまな困難については、今後、技術面でのサポート体制を強化するとか、あるいはさらにベンチャー企業に対する支援事業をいろいろな形で充実していく必要がある、特に、財団の職員による案件発掘とかフォローアップに加えて、公認会計士等の専門家がそういった事業のチェックをできるような体制も要するというところで、ベンチャー企業に対して地道な支援をしていくことが重要だと認識しております。

今回の経済対策におきましても、各県のベンチャー財団を通じて間接投資の強化及びベンチャーリース事業の創設ということをしていただくとを予定しております。あわせて販路の開拓面でも支援を強化していきたい、こういうふうを考えております。

○島委員　もう時間がありませんので最後の発言になると思いますが、実はこの質問に当たりまして、私の友人でソフトウェアの会社を立ち上げて、三年ぐらいたった前ですか、株式を公開して所得配付に載ったような人間がおられるのですが、その人間と話をしてみたい、こういう質問をあたしたというところで。

それで、やはり残念ながら今の日本、何が一番足りないかというところ、例えばいわゆるコーチ役というのがないか。たまたま彼はあるオーナー経営者がコーチ役としてつくられたから、随所随所で困ったときにうまくいったのだという話をしておいた次第でございます。今財団の質問をしましたのは、いわゆるコーチ役までなかなか成熟していない、それが今の状況ではないかと思うわけでありまして。

私は、ともかく日本のこれからの経済というの

を担うのは、どういうベンチャー企業を育てるか、そしてそのベンチャーのものとの原資のキャピタルも慎重にせびともお願いしたいのですが、もちろん、今御提案なさった皆さんの立場からすれば今は時期だとおっしゃるかもしれません、客観的な状況を見たら、その友人が言っておりましたが、今ベンチャーをやろうとすると本当に厳しい世の中だという認識で彼はいました、現実の実際の中で、ですから、これをそのままやって、年金基金を投入して、何かちよつと利回りが低いというところで閉ざされてしまうようなことがないように、通産省としましてはきちんとしてベンチャー対策を十分にとつていただいて、そのベンチャーキャピタルファンドというものを育てていっていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○小此木委員長代理 次、太田昭宏君。

○太田昭宏委員 新党平和の太田昭宏でございます。

三月の失業率が三・九％という過去最高の数字が出ました。我が国の企業の雇用者数の推移を事業所の規模別に見ますと、大企業の雇用者数がバブル崩壊以降減少しているのに対して、中小・中堅企業による雇用者数は増加している、こういう状況にございます。全体としましては雇用者数が微増しているということについて、中小・中堅企業が大変貢献をしているということが言えるのだと思います。

産業全体ということにかんがみましても、中小・中堅企業というものの存在、これからこれが力強い活力を持つて前進するというのが、日本の社会にとつては実は一番、最近金融問題等々にどうも話が行くわけでありましたが、物づくりにあるいは中小企業、ここが元気になるかどうかということが私は一番大事だというふうに思っております。やみくもにリストラを進め、みずからの生き残りのみを図っていくというふうなことでなく、また大企業の雇用情勢を見るだけでな

く、特に中堅・中小企業が大事であるというふうに思いますが、まず冒頭、この辺の雇用と中堅・中小企業のあり方について見解をお伺いしたいと思います。

○堀内国務大臣 お答え申し上げます。

委員の御指摘のとおり、我が国における中小企業は、申し上げるまでもなく、全事業所数の九九％を占めておりますし、全従業員数の七八％というふうに我が国経済社会の中で大変重要な地位を占めております。特に雇用の面で考えてまいりますと、今の委員の御指摘のように、従業員規模五百人以上の大規模の企業では、平成六年をピークにいたしまして七年、八年と雇用が減少しております。これに対しては、一人から二十九人それから三十人から四百九十九人、五百人以下の規模の企業におきましては、平成六年以降常に雇用の増加をさせておりまして、中小企業が全体の雇用の増加に大きく貢献をいたしております。

こういうように、中小企業は持ち前の機動性あるいは創造性というものを発揮しながら、経済界の中での活動においても大きな貢献をいたしておりますが、雇用の担い手としても大変大きな役割を果たしていただいておりますという意味におきまして、これからも雇用面を含めて中小企業対策にしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

○太田(昭)委員 今大臣から御答弁がありましたように、雇用が大変だ、三・九％の失業率だ、リストラが進んでいる。しかし、本当にそこで中小企業が雇用を抱えているというこの視点が、どうも最近の論調の中では欠けているのではないかと、いろいろの意味で中小企業が奮闘しているがゆえに今の雇用情勢がもっている、そこをどういうふうに応援していくかということであろうというふうに思っています。

そこで、どう応援するかということになりますと、まず真っ先に問題になるのは貸し渋りであろうというふうに思っています。経済特委の方で大臣にも何回も質問通告をしながら私はちよつと御無礼

をいたしましたのですが、この間からの大蔵大臣等の話を聞きますと、貸し渋りは若干緩和したのではないかと、貸し渋りというニュアンスの答弁をずっと聞いているわけなんです、私はその場にいらして、それは違うぞという一言大きな声を張り上げたという気持ちになっております。

我々の接している現実の現場でも、あるいはまた現実の統計でも、若干いいんじゃないか、横ばいというデータはあることは承知しています。しかし、さらにひどくなったという実感を持っていますというデータも現実にあるわけで、いいデータだけを政府が言うのではなくて、私は、三月の期末決算ということに相当政府は、また自民党の方ではPKOどころかPLOということまでリフティングをしてきたということが言われるわけなんです、実は、金融ビッグバン型貸し渋りというふうには私は呼んでいるわけなんです。世界というものをしながら銀行はどういうふうな戦つていこうか、自己資本比率におきましても八％をクリアした。しかし、一〇％、一一％というレベルの競争というところに入っているというところで、貸し渋りという現実には非常に深刻な状況にあるうというふうに思っております。

現実には、五月二十二日になりましたが、五月二十二日の時点で通産大臣は貸し渋りというところについてどういう認識を持っていられしやるのか、そのことについてお伺いしたいと思っております。

○堀内国務大臣 委員の御指摘のとおり、委員会におきまして私の答弁は比較的よくなつていっていることを申し上げたわけでございますが、これはあのときにもちゃんと申し上げたように、中堅、大企業についての数字でありまして、中小企業は別でございますというところは最初に申し上げておりまして、中小企業の点におきましては、貸し渋りの点について考えるならば、相変わらず厳しい状態が続いているというふうに考えております。

この間申し上げた数字は、通産省におきまし

て、地方通産局において二カ月置きに聞き取り調査をいたしております数字がございます。この数字が、いろいろな数字をとっているものであります、その中に貸し渋りの項目がありまして、中堅、大企業について眺めてまいりますと、一月の時点では四〇・一％、三月の時点において三一・九％、四月を越えて五月の今月の状態において一四・九％というぐあいに、貸し渋りを受けたとする中堅、大企業の割合は減つてきているわけでございます。

これは、その際にも申し上げたように、一つは、大企業においてはCPやあるいは社債の発行とか、直接金融を相当大きくするようになってまいりまして、その辺が、銀行からの借り入れというものに頼つてこなくなつてきているということがございます。

また、三月末においては、BIS基準によつて非常に厳しくその三月末の状態というもの確保しようとしたために相当厳しいものがありました、それを越えたことによつて多少緩和されてきているというふうな状況もある。さまたまいろいろの問題から、こういう数字が出てきているのだらうというふうに考えております。

中小企業に関して申し上げますならば、当省の五月中旬に実施しました調査におきましては、民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなつたとする企業は全体の三割強でありまして、また、今後融資態度が厳しくなるだろうと懸念する企業の割合は五割強となつております。これを前月との比較で眺めますと、今申し上げた、厳しくなつたとする企業の割合が、三月において三二・二％が、四月の状態において統計で三〇・八％、多少ではあります、減つてきているという程度でございます。また、先ほどの厳しくなるだろうと懸念する企業の割合は五割強となつておりますが、これが五五・一％から五四・三％と、本当にわずかに減つてきているというふうな状態でございます、これは決して楽観できるような状態ではないというふうに考えております。

そういう意味で、これまでも金融機関にいろいろの窓口を用意したり、マル経資金などを拡充したりしてまいっておりますが、この貸し渋り対策として、今度さらに新しく対策を、先般決定しました総合経済対策におきまして、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、これによって支援の枠を拡大するとともに、現在の融資額の五〇％を限度としまして担保徴求を免除する、今までの貸出枠のほかに、中小公庫あるいは商工中金におきましては八千万円さらに枠の拡大をいたしまして、そのうち五〇％については担保をとらないでよろしいというような制度を一つつくりましたし、国民公庫におきましては、これまで四千万円の枠をさらに広げまして、その五〇％は担保をとらなくてもよろしいというようなことをいたしたわけでございます。

ただ、私も眺めてまいりまして、非常に問題なのは、マル経資金というものが約五三％増加をいたしております。というのは、大体において零細中小企業の方がマル経資金を皆さん借りに行つて、その割合は対前年五三％もふえていたにもかかわらず、政府系の中小金融機関では約二六％きりふえていないということはなぜだろうかというふうに考えますと、民間金融機関から貸し渋りで閉め出された方々が政府系金融機関に参りますと、資格がない、資本金は一千万円以下でなければだめだというようなことで、その窓口で閉められてしまふ人が約三万社近くあるということに気がついてまいりました。

その枠を広げていただいて、政府系金融機関で受け入れるようにしようというのが、今いろいろと御審議をいただいております保険法等の一部を改正する法律案でございます。これによって、小売業、サービス業におきましては一千万円を五千万円にふやす、卸売業が三千万から七千万にふやすということによって約二万社の会社が救済されることになって、政府系金融機関で受け入れられるようになるということになりますので、この二万社が相当今まで苦しんでおられたのでは

ないか。これによって、マル経資金と同じぐらいのところまで貸し出しが中小公庫、国民公庫などでふえていくのではないかと今ふうに期待をいたしておりまして、貸し渋りに対しての対応ができるようになることを期待しているところでございます。

○太田(昭)委員 貸し渋りの局面といいますが、見ている景色は私は変わつてきていると思うのですが、去年の十一月は明確に私はインターバンク市場の一つの破綻である。その後、それに驚いたということもあり、不況というものは明確化してきた。いつからこの不況というものは明確化してきたことを、羅列して、去年の九月、十月、十一月、十二月、ずっと、経企庁がどういふ発言をしたかというのを一覽表にして私も見てみました。たかとも十二月というところから完全なリセッションに入つたという感じがするわけなんです。

しかし、三月末ということについて貸し渋りという現象が全体を覆つた、これが三月までだと思ひます。四月からは、銀行の方は世界との競争という金融ビッグバン型の貸し渋りということになつた。そこで選別が行われる。いいところは、パブルの時代と同じように、どうぞと言つては、さうではないところには、貸し渋りどころか大変な状況がある。明確に、去年の十月と、十二月から三月と、四月以降というものが、同じ貸し渋りという話になります。話が実は違つてきています。

そこで、政府系の出番である。きよう本会議で通過をします。我々も賛成します。この一千万から五千万という、これは非常に大変な反響で、私自身が驚くほど、これは大変な、何とかしてくれという声です。我々もこれは賛成をします。しかし、もう一步、私は、中小企業に対してそういう状況を見てとつて、二極分化だ、それで大変な状況にある、そこに活動するといふ一つの体制の、ワン・オブ・ゼムというのできたでしようが、さらにさらに私は推進をしていただきたいというふうに思ひます。それから、これはソフト面という制度だけでは

ないと思ひますけれども、政府系の金融機関の方にも何回かこの一週間、取材をしたりして話をお聞きしました。だめですよ、できませんよとはねられるような人が実は大変苦しいわけで、そこでだめですよというのではなくて、コンサルティングというか相談といひますか、そこまでのフォローといふものをする。切られて、だめですよと言われてどこへ行つていいかわからない、本当に頭の中はいっぱいだといふところまでを、それを政府系金融機関がしっかりとフォローする、相談にも乗る。だめならだめでも、かくかくしかじかでだめだけれども、こうすればどうだ、ああすればどうだと、そういうことをやつていただけるような指導をぜひとも通産大臣としてしていただきたい、私はこう思ひますが、いかがでありますようか。

〔小此木委員長代理退席、委員長着席〕

○堀内国務大臣 そういふ点につきましては、通産省として、政府系金融機関のトップにも集まつていただいて、要請をしたり、それぞれの立場でそれぞれ非常に細かにお願いをしやつておるところでございまして、その点でも万全を期しているつもりでございまして、さらにそれを徹底してまいりたいと思ひます。

さらに、もう一つ追加するならば、無担保、無保証のマル経資金の方も、これから先お願いを申し上げる今度の補正予算の中で、通産省としては一千億円の枠の追加分までこれまたお願いをいたしたいというふうに思つておるところでございします。その他、細かい各金融機関への指導、指示や要請については、担当の方から御報告を申し上げます。

○太田(昭)委員 私の言うことをやつていただければ、答弁は結構です。

そこで、本論に入らなくてはいいけませんから申し上げますが、中小企業基本法第二十五条、ここには自己資本の充実ということがうたわれておるわけなんです、この自己資本比率というものを

見ますと、アメリカでは、大企業のみならず中小企業も含め、四〇％から五〇％の水準を維持している。日本は、大企業が三〇％前後の水準にありますが、中小・中堅企業は一五％の水準にとどまつてきている。つまり、借り入れで運営がされているといふことですね。

私は、リスクマネーを供給する仕組みをつくることが重要であることが認識されているにもかかわらず、政府の対応が大変おくれできたのではないかと認識をされているわけなんです、いかがでありますようか。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。

日本におきましては、ついこの間のバブル崩壊まで、御案内のとおり、右肩上がりの経済、しかも地価が上昇し続けるという土地神話というものがあつたわけでございまして、そういう中で金融機関も、委員御指摘の物的担保ばかり、担保万能主義といったような形、あるいはその逆で、真に企業の能力を見きわめるといった融資態度が失われていたにもかかわらず、全体がそういう右肩上がりの中で土地神話という問題があつたために、この問題が顕在化しなかつた。したがらしまして、我々の政策的な対応もおくれできたということは事実だと思ひます。

中小・中堅企業にとりまして、直接金融という世界は、これからも含めて、努力をしても大変難しいところだろうと思ひますけれども、まさにこれから、お願いをしております本法案の形で直接金融の話も含め、直接金融市場というものについて、政策的にも十分中小・中堅企業の立場に立つて検討していききたいというふうに思つてございします。

○太田(昭)委員 ベンチャー企業ということから考えますと、特にそこにお金が銀行から供給されないといふことは、日本がどうも高度成長以来、昔はそうじゃなかつたと思うのです。松本、本田、創業には相当アイデアあるのは意欲、そういうことについて銀行も対応したと思ひますが、いつの間にか、物的担保万能主義といひますか、そ

ういうことに変化をしてきたということが一つの要因としてあらうというふうに思っています。

その意味では、ベンチャー企業の融資が行われるという中には、通産行政というだけでなく、これは大蔵、銀行局、さまざまなところ、全部そうでしょうが、本当にこの日本の能力自体を、あるいはパフォーマンスを見るところ、全部に大きな変更がなされなくてはならない。物的担保主義の変更ということがどうしても不可欠だと思えますが、認識はいかがでしょうか。

○堀内国務大臣 委員のおっしゃるとおり、以前の銀行というものは、何と云っても、企業を後押しをして育成していくというような意味での意気込みや企業家精神があったわけでありまして、だんだんそれが高度成長の中で、床の間をよっていつも座るような銀行になってしまった。それが結果的には、安定したところに資金だけを提供すればいいというような姿勢になって、安全第一になつてしまったということに、今のベンチャービジネスに対する融資態度というものが非常に冷たくなつてしまったということが言えると思えます。

そういう意味で、これからの体制というものはもつと直接金融というものに変つてまいりませんと、間接金融に今まで頼り過ぎたということが多いと思つておりますので、そういう意味から、直接金融を中心としたベンチャービジネスに対する支援策というものをしっかりとつくり、必要があるというふうに思つております。

○太田(昭)委員 我が国のベンチャーキャピタル投資というのは、アメリカに比べて、ストック、フローで五分の一度にすぎない。大きな差がついておりましたが、一九九〇年ごろにはそんな差がなかったというふうに言われております。その原因には、この法案の提起というところもそうなんでしょうけれども、アメリカの場合は八、九割が組合投資というふうなことでそういう差ができたのかというふうに思いますが、それも含めて、なぜそんなにアメリカと日本の差がついてき

たのか。原因が幾つかあらうと思ひますけれども、列挙していただきたいというふうに思ひますし、その列挙した項目について、この法律で対応できる部分、またできない部分というのをちよつと整理してお話をいただければと思ひます。

○中澤政府委員 委員御指摘のとおり、アメリカと日本で、ベンチャー投資額というのが約五倍以上の差がついてございます。九一年のときは、まさに委員が御指摘のとおり、それぞれ三千億前後ではあるが並べていたわけでありまして、九六年ではアメリカが一兆三千億、日本が二千五百億程度ということになってございます。

この日米におきますベンチャー投資の大きな量的差が生じている原因でございまして、いろいろとあると思ひますけれども、主要なものと考えますと、やはり何と云つても第一番目には、ベンチャー企業への投資を行う投資家の、すそ野という言い方がいいのかどうかわかりませんが、そのすそ野がアメリカは我が国に比べて圧倒的に広いということがあらうかと思ひます。

また、二番目として、産学の連携あるいは人材といったベンチャー企業などが創業しやすい環境というのが、アメリカの方が整つていたということがあらうかと思ひます。

このほかにもあるかもしれませんが、その二つが大きなものではないかと思つております。今御審議をお願いしている法案は、このうちベンチャー企業への投資家のすそ野を広げようとするものでございまして、まさにその組合、業務執行組合員でない組合員の有限責任の法的担保とか情報開示の徹底によりまして、これまで我が国の中小ベンチャー企業への投資を行つてこなかった海外の投資家とか年金資金とかにも投資が可能となる環境を整備する、これによつて投資家のすそ野を広げるということではないかと思つてございいます。

また、先ほど申し上げました二番目の産学の連携等々の問題につきましては、今般の国会で御成立させていただきました産学連携法といったよう

な形での努力も今しているところでございます。

○太田(昭)委員 今すそ野を広げるというお話がありましたが、まさにそのために一体何をやるかということ、今情報公開とか有限責任ということが言われているわけなんです、もつと根本的に言つて、私は信頼度であらうというふうに思ふのです。

ベンチャーキャピタルへの信頼度、これをどう高めていくか。日本全体がパブルで、個人的な名前を出したらいけないかもしれないけれども、ある意味じゃ小錦みたいな、そういう大変な体になつたと思ひます。小錦はなかなか動きが早いから非難しているわけじゃないのですが、私は、スリムな、筋肉質な日本の経済体質になくちやいな、S.M.A.P.みたいな、そういうことが大事であらうというふうに思つています。

それは、日本経済もそうですが、このベンチャーキャピタルというものを、有限責任ということと情報公開という法案を通じて、もつと大事なものは、非常に信頼度のある、そして筋肉質な、強い、知的能力もある、クオリティが高い、そういうものにするということが私は今回の一番眼目であらうというふうに思つております。現状のベンチャーキャピタルは、ある意味では親会社が丸抱えでやってきたみたいな部分があつて、甘えの体質があつたと思ひますが、いよいよ今回の法案というところで、外に出て、ひとり立ちして、そして強い体質を持つて信頼度を獲得するというのが必要だということです。この法案の趣旨があらうと私は思ひますが、ベンチャーキャピタルの現状をどう認識され、どうあるべきと思われているかについてお聞きをしたいと思ひます。

○堀内国務大臣 御指摘のように、我が国におけるベンチャーキャピタルの多くが、ほとんど銀行だとか証券会社といった金融機関の系列の法人でありまして、そういうために、米国のベンチャーキャピタルと比べますと、機械的な行動とか活動をすることができ、いわゆるベンチャーキ

ャピタリストと呼べるような人が、人材が少ないということが言われております。

それにしても、一九七二年に日本で初めてベンチャーキャピタルが誕生して以来、着々と実力ある人材が育つてきていることも事実でございまして、そうした人材の努力もあつて、これまで多くのベンチャー企業がベンチャーキャピタルの投資を受け、株式を公開するに至るまで成長することができたわけでございます。また、最近では、大企業から独立した人材が、自分の能力を基盤として独自にベンチャーキャピタリストとしての活動をする例が大分あらわれてきております。こうした能力本位のベンチャーキャピタリストが伸びる経済環境をつくるということが重要だというふうに認識をいたしております。

先ほどもちよつと申し上げましたけれども、九七年いづばいにおきまして、全株式公開企業数の百七十社のうち百二十七社が、一部も店頭も入れましてですが、約七五％がベンチャーキャピタルの投資を受けた会社であるということも考えますと、相当育つてきているというふうに思ひます。し、このベンチャーキャピタリストがさらに充実をされてくれば、もつと効果のあるものになつてくる、またこれが非常に重要なポイントになつてくるというふうに思つております。

そういう意味で、本法案は、組合員の有限責任あるいは組合員の情報入手の権利の確保、こういうものの措置を通じて、真に能力のあるベンチャーキャピタリストが幅広い投資家から資金を仰ぐことを可能にするものであるというふうに思ひまして、真に能力のあるベンチャーキャピタリストを養成していくために、環境を整えてまいりたいというふうに思つております。

○太田(昭)委員 情報開示ということがその面では非常に大事で、すそ野を広げて多くの人が参加して、そして、ベンチャーキャピタルというものに、組合に参加をして、有能なベンチャービジネスに投資がされるということについて、やはり情報公開の内容、それから同時に、これは世界から

の資金ということに当然なるでしょうから、日本の、島国という閉じられた中での商法というのではなくて、会計システムのあり方から、全体的なグローバルスタンダードという観点に立つての情報公開ということが私は非常に大事だと思えます。

その点について、何をどのように情報公開をしようとするか、そして、その観点はグローバルスタンダードという観点が明確になっているかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

○中澤政府委員 まさに本法案の大事なポイントの一つについての御質問でございます。

本法案におきましては、第八条というのがございますが、この第八条におきまして、組合の貸借対照表、損益計算書、業務報告書、そしてこれらの附属明細書を無限責任組合員であります業務執行組合員が作成して事務所に備え置いて、その他の有限責任組合員等の閲覧に供するということが義務づけられております。まさに情報開示ということでの義務づけをしているわけでございます。

そして、先ほどもちよつと申し上げましたが、特にこの貸借対照表上の資産の評価につきまして、取得した投資先企業の株式の評価を通じて、組合員にその投資先企業の状況を開示する機能、これを備えるということがグローバルという観点から大変重要になってきているわけでございます。また、商法の取得原価主義ではなくて、まさにこのグローバルスタンダードに即した時価主義、これを採用する方向でやっているというのは先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

また、その情報開示も、ばらばらになりますと投資家の方にとっては大変でございますので、会計規則等々によりましてこの辺のことをちゃんと義務づけることによりまして、各組合の今のようない点あるいは運用実績につきましても、統一的な評価方法によって投資家に開示されるようにすることとしてございます。

さらに、これも先ほど申し上げました、先ほどの財務諸表等につきましては、執行組合員がつく

るだけではなくて、公認会計士あるいは監査法人といった外部の方に見せて、その意見書を添付させるということも義務づけてございます。これによりまして、開示される情報の正確性、公正性を担保するというように思っております。

以上のような措置によりまして情報公開をちゃんとやることによりまして、海外投資家が我が国の投資組合に参加しやすい環境を整備する。同時に、情報開示がされまますと、まさに市場原理にのっとってベンチャーキャピタルとか投資組合が投資家から選別されていく、いい組合あるいはいいベンチャーキャピタルはさらに業績を拡大し、そうでないところはしぼんでいくしかないというふうな形でのことも進んでいくものと考えてございます。

○太田(昭)委員 年金資金がどう入るかということとは非常に大事な問題ですが、年金の方も大変な状況にあることはもう御承知のとおりで、企業年金は積み立て不足で、予定した金利ではとても回るわけではない。去年の八月ごろでしたか、アメリカ型の会計のところだけは公表されるものから、二十数社ですが、出ておりましたが、大変な積み立て不足の現状がある。

一方、アメリカでも、決してアメリカ経済は安定したものではなくて、不安要因がいくつか出てきているということで、私は、四〇一Kというのがなかなかいいアイデアであったかもしれないが、そしてそれがアメリカ経済を活性化してきたことは間違いない事実でありますけれども、一体確定拠出型の年金というものが本当に年金であるのか、日本の社会の中ではどうかというう不安定さというものは当然あると思えます。

その意味で、水鳥が慌てて飛び立つような、そういうことでかき集めるというのではなくて、まさに今選別されたベンチャーキャピタルという時代が到来するわけなんです、落ちついて着実に、そうした年金の不安定さというものも含めた戦略を立てて、これからこのベンチャーキャピタ

ルあるいは組合というものを育成し、そしてベンチャービジネスを育成するという事業が行われなくてはならない、私はこのように思っています。性急ではなく着実に前進こそ必要なんだと私は最後に申し上げて、簡単な答弁で結構ですから、お答えいただいて、終わります。

○堀内国務大臣 確かに、今の我が国の年金基金は、運用先の利回りの低下によって、大変厳しい積立金不足の状況にあるところが多くなつてきているということは認識をいたしております。こういうような年金基金の積立金不足の問題に對しては、年金制度の基本的な設計についての見直しが必要になってくるとともに、その資金運用について、時宜に應じてより弾力的に高利回りの運用が行えるような運用先の選択の幅を拡大するような状態に今来ているわけでありま。

そういう意味で、この法案によりまして、年金基金の資金運用の方法の一つのオプションとして中小ベンチャー企業への投資という手段が加わるということとは、非常に意味のあることだということに思っています。

同時に、非常に貴重な国民のお金を使うわけでございますから、そういう意味で、本法案においては、業務執行組合員に対して組合の財務諸表や業務報告書の作成、あるいは組合運営の透明性という面を高めることによって、本法案の成立後は、各年金基金がこういうベンチャーの投資組合法によるところの組合の運営に投入されるように、できるだけ信頼を高めるように、またベンチャーキャピタリストが運営する投資事業組合の選択というものに信頼が寄せられるように、あらゆる面におきまして、拙速ではなくて、委員の御指摘のようにしっかりと足を地につけて前進をして、成果を上げていくようにいたしてまいりたいと思っております。

○太田(昭)委員 終わります。

○斎藤委員長 次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 今回の国会は、この商工委員会は大変重要な法案がメジロ押しに提出をされ、極

めて充実した審議が行われたというふうに思いますが、その中でも、きょうのこの法案は非常に重大だというふうに私は思っております。

と申しますのは、およそ法律案には、これを提出する考え方、体系的なもの、こういうものがあつてしかるべきであります。一九九二年から九七年の中ごろまで、バブル崩壊後の間接金融市場が銀行等を中心としてどうも元気がないという閉鎖的であつて、これを直接金融の割合をふやしていこう、ビッグバンの思想というのはいまにそこには私は集約されると思うのです。

そういう流れの中で、やはりもっと元気のある日本、間接金融中心のものから、金融システムをそういう閉鎖状況から脱出させるためには規制緩和も必要だいろいろなことが必要ですが、そういう中で、中小企業、今まではどちらかというと中小企業やベンチャー企業は直接金融が非常に難しいというのが日本では常識でありました。その常識の中に埋没して、間接金融にのみ活路を見出そうとしている中にこの貸し流し状況が出てきて大変苦しい思いをしていることを考えますと、私は、もつと早くこういうことを強くやつてあげるべきだったというふうに思うくらいでございます。しかし、このことをここに上程されたことは大変すばらしいことだというふうに思っております。

そこで何うわけでございますけれども、今申しましたとおり、我が国の現在の中小ベンチャー企業への資金供給というものは銀行融資を中心とするいわゆる間接金融に偏り過ぎている、そこでリース・スクエアーをいかに供給のパイプを太くするかと

いうことが極めて大事であります。同時に、自己資本の充実、それをしっかりとやっていくことが必要だ。だから、よく税金で直間比率といいますが、これは、金融の直間比率を変えていくということが大事なんだ、こういうふうに思うわけ

でございますけれども、本法が成立をした後にこれはどんなふうな改善の道筋をたどるか、この大筋をひとつお話をいただきたいと思います。

○堀内国務大臣 我が国の中小・中堅企業の自己資本比率というのは非常に低くなっておりまして、一五%未満という状態でございます。大企業におきましても日本では三〇%程度というように、これまた低いわけでありまして、米国の場合には、大企業にしましても中小企業にしましても四〇%以上のような状態を見てまいりますと、中小企業の一五%というのは余りにも低過ぎるという感じが言えると思います。

これまでの右肩上がりの経済の中で、これらの企業が持つておりましたところの物的担保とこれらの価値が拡大をいたしてまいりまして、借り入れが比較的容易であったというときにはこれが機能できていたわけでありまして、実際には、バブルが崩壊になりまして、技術とかアイデアとかいふものを有してまいりまして、物的な担保がないと資金を調達できないという構造的な問題が一気に噴き出してまいりまして、そういう意味で、結局直接金融の道というものを拡大するための構造的改革が求められてくることになったというふうに思います。

この法律案は、我が国で投資事業有限責任組合制度というものを導入をして、有限責任の担保組合員に対する情報の開示の徹底、こういう措置を講ずることによりまして、中小・中堅企業への投資を行う投資家のすそ野を広げていこうというものでありまして、これによって恐らく我が国の中小・中堅企業への直接金融による資金供給の道を大きく広げることができるようになるだろうというふうな期待をいたしてるところです。

○西川(本)委員 この質問のために調査というか、ちょっと勉強してみたのですが、日本とアメリカを個人の金融資産で比較しますと、九五年末の資料しかありませんけれども、日本は約千二百兆円の預金がある、こう言いますが、千八百八十兆円ありまして、いわゆる直接金融に当たるものは一・九%しかないのです。つまり、個人で保有している資産の中で、株式はわずか六・八%しかない、投資信託は二・八%、債権が二・三%

こういうことであります。間接金融は八八・一%です。その中で、預貯金は五五・七、生命保険が二四・八でございます。一方、アメリカは、直接金融の資産を個人が四三・一%所有しているのです。ついでに申しますと、アメリカは、日本円に直せば、今の百三十五円で換算するとおおよそ二千四百三十兆ほどの預貯金を持つています。その中の五六・九%が間接金融でありますけれども、直接金融が四三・一%もある、これは非常に大きな問題。

さらに、企業資金の調達に目を移すと、同じ九五五年末では、我が国は九百八十三兆円調達をしておりますけれども、直接金融は、大企業も含めてですが、四七・七%。そして一方、アメリカは直接金融は九〇%、千五百兆円ほどアメリカは調達がありますけれども、こういうものを見ていくと、金融の直間比率、まさに大きな差が日米にあるということですね。

そして、アメリカは、株式の中で新規の公開分というのが非常に金額ベースでも大きいのです。そして特にNASDAQの関係が多いということ。一方、日本の場合には、金額ベースで、店頭公開分を見ても徐々にはふえていくけれども、アメリカに比べると、やはりそうした新規の公開資金の調達の場としての証券市場というものが十分になされてないというのが、私の資料を読んだ印象でございます。

そこで、本法案は、そうした背景の中で、投資環境をよくしていくために、今までいわゆる無限責任であった組合の仕組みを、リスクマネーの供給者となる投資家にとつて今までは税制のメリットがあった、それから投資家としての立場を比較的に長く保持できたというメリットがあった、しかし、デメリットとしては無限責任だ、これは非常にリスクマネー、違ふ意味でリスクだということとであつたわけでございます。

そしてもう一つは、情報の開示が不十分だったということもデメリットとして挙げられると思うのです。これを改善していく、こういうわけであ

りますから、メリットが非常に大きいだろうというふうに、これは容易に理解できます。

そこで、お尋ねでございますけれども、今日までもエンゼルとか中小企業投資育成株式会社、それから民間のベンチャーキャピタル、こういう方々がベンチャー投資を行ってきた。ちなみに私の友人は都内で金融機関を経営しております。具体的な名前は控えますが、東京都が監督をしているレベルの金融機関であります。しかし、いろいろこれは規制の問題であつたのですけれども、これは自分で投資育成のためのシズンバンクというのを積極的に若い組合長はつくりまして、五千万円を上限として新規の事業の方々に、しかも組合の外にいる方々に審査員になつていただいて、その審査が通りますと直ちに、可及的速やかに融資ができるようにして、随分成功して、インキュベーター的な役割を果たしてきています。

こういうことを考えますと、私もとしては、今までも実績は上がってきた、上げてきたのですけれども、これを加速しなければならぬ。そういうこともあろうと思うのですけれども、今回、投資事業組合という形で投資の促進を図ろうとしているゆえんのものは何なのか、大体わかつていますけれども、通産の御見解を改めてこの場で確認しておきたいと思ひます。

○中澤政府委員 委員まさに言われましたとおり、この投資事業組合というのは、自分ではいわゆるベンチャー企業への投資についてノウハウといひますが、能力を有しないような幅広い投資家、これはエンゼルという個人もいらつしやいますし、機関投資家もいらつしやと思ひますが、こういうさまざまな、多様な投資家がベンチャー企業に投資を行う仕組みだつたわけでございます。これまでも民法上の組合の制度としてあつたわけでございますが、これが、先ほども出ておりました、無限責任である、あるいは情報開示が不十分だというふうな点で問題があつたわけでございます。

したがいまして、まさに今回の法律は、民法の

特例という形で、有限責任あるいは情報開示義務の強化というような形で仕組みをつくるということでございます。まして、まさに現在、アメリカにおきましてのベンチャーキャピタル投資というのは、九割方がこれと同じようないわゆるリミテッドパートナーシップという仕組みによりましてやられていてございまして、個人から年金基金まで幅広い投資家が参加する、投資の拡大につながっていくような仕組みを入れたいと思つておるわけでございます。

特に、まさに委員御指摘のように、これまでは中小ベンチャー企業は間接金融中心であつたわけでございますし、またこれがバブル崩壊後の金融収縮、貸し渋りの中の今のようになりまして、状態、また、ベンチャーキャピタルの方も大手企業からの資金に頼つていろいろな投資を行つてきたわけですが、それもなかなか大変になつてきているということで、まさにこのような仕組み、システムを導入することによりまして、幅広い投資家からの投資が拡大するというのが今緊急な課題になつていふふうに考えてございまして。

なお、参考までに、先般出させていたいただきました中小企業白書という中のデータにも入つてございましたが、日本にもベンチャーになる方々といふのはかなりいらつしやるといふデータがございましたので、御紹介をしておきたいと思ひます。

高額納税者の方々に對して過去の未上場株式への投資の経験を問ひ合わせたわけでございますが、三割の方々が未上場株式に投資をしたことがあつた。ただし、そのうち一五%の部分は縁故株であつた。ただ、逆に言えば、一五%の方々は、縁故も関係も何もない未上場株式に投資をした経験があるというデータが出てございまして。

したがいまして、今回のこのような仕組みが導入されれば、このような方々も含めて幅広い投資家からの資金が流れることになるといふふうに考えてございまして。

○西川(本)委員 中澤さんのおっしゃることはわからないのですが、次の質問にもかかわ

るのですが、さつき数字を申さなかったのですけれども、アメリカでは、いわゆる企業の公募株式発行による資金調達すけれども、九五年の末に全体が約十三兆二千七百億円ほどある。一方、その中で、新規の公開分が約三百億ドルあって、NASDAQが百六十七億ドルある。ところが、これは金額ベースでいくと、我が東証とその他のほかに入れて、店頭公開分だけでも我が方の新規公開分はわずかに二千二百四十三億円しかない。向こうは兆です。こっちはそこまでいいない。向こうは兆です。こっちはその資産も半分ぐらいだけれども、しかしこの速度は極めて遅いですね。それはお認めになるでしょう。

そこで、そういう我が国と米国のベンチャー投資を比較すると、九〇年代に入ってから差が開いているのじゃないか。これはもちろんそこに危機感をお持ちになってこういう法律を用意されるというか、改善策としてこういうことをやろうというところになったのだらうと思いますけれども、私はこの対策を早急に講じていかねばいけないと思います。いかがでございますでしょうか。

○中澤政府委員 まさに委員御指摘のとおり、大きな格差がございます。これを何とか早い時期に改善をし、できるだけその格差を小さくしていきたいというふうに考えてございまして、今回御審議をお願いしているこの法律によりまして、新しい仕組みの導入、これによって今のような点についての格差を大きく縮小していきたいというふうに思っております。

○西川(太)委員 ベンチャー企業を育てるベンチャーキャピタリストというのは、規制が甘んじがらめにある中ではなかなか育たない。もちろん適正な業務を行って、責任があるわけでありまして、先ほど私もお尋ねしようと思いましたが、太田委員からももう既にお尋ねがありましたので、いわゆる年金の義務的な積み立ての問題が、今基準が非常に危うくなっているということもあるわけですね。

それはちよつとこつちへ置いておいて、そうした資金を運用するという責任を負っているわけでございますから、ベンチャーキャピタルを育てようと思えば、官による規制によらず、自主的にというか、ベンチャーキャピタリストの責任をきちっと確保するための適正性といいますが、適当な言葉でないかもしれないけれども、きちつとしたベンチャーキャピタリストのあり方、こういうものを明確にしておく必要があると思うので、この法律ではそれはどういうふうに理解されているのでしょうか。

○堀内国務大臣 本日のベンチャー企業を育てる能力を有するベンチャーキャピタリストというのは、委員の御指摘のように、行政庁による許可といったような規制で育てられるものではないというふうに思います。やはり民間において自由な市場競争の中から本当にすばらしい人が生まれてくるという認識で参っているところであります。

こういう観点から、この法案の投資事業有限責任組合におきましては、業務を執行する業務執行組合員、その他の組合員について、資格要件は一切設けてございません。また、組合の設定期間、当事者である組合員同士で合意をした当該組合契約、これを登記をいたしますればそれでよろしいということになっております。行政官庁の許可等は一切必要なく、さらに投資先の企業の選定にも政府の関与は一切ないということになっております。特に、先ほど申し上げました貸し出しをするところの、貸し出しといいますが、組合員になっていての当事者である組合員同士で合意した当該組合契約を登記するということに大きな基準を定めているところであります。

一方では、組合の業務を執行する業務執行組合員は、非常に多くの投資家の資金を運用する責任というものを負うことになりまして、御指摘のとおり、その業務の適正性が要求されることになってまいります。これにつきまして、この法案におきましては、

業務執行組合員に対しましては、組合の財務諸表や業務報告書、そういうものの作成を義務づけることが措置されておまして、組合運営の透明性を高めていくことを保っているわけでありまして、いわゆる善管注意義務というものに反した場合、一般の有限責任組合員による業務執行組合員の解任権等を確保する等の措置によりまして、組合の適正な運営を担保することになっております。

○西川(太)委員 ベンチャー育成をするためには、ステージに応じた総合的な施策が必要でございまして、これは通産省は非常に努力をしてこられたと思います。この国会でも、大学と産業界の技術の交流であるとか、それから特許技術の情報の流通の促進とかストックオプション制度、これは大蔵等の関係もある。そして先ほどもお話があった、労働省の職安法の規制緩和で、いわゆる経営のエキスパート、人的資源をベンチャーに供給する。

エンジェル投資家による企業支援から始まって、今通産が用意してこられたステージに応じたそうした政策の中で、この年金等による多様な投資家によるベンチャー投資を促進していくというのには、それら一連の政策の極めて重要なベースになる、ジョイントになる。そういう意味で、私はこの法律は、大勢で党幹部のいるところで憎らしいことを言っているけれども、あえて言わせてもらえば、根本的な改革をしない橋本内閣のマイナーチェンジの中では、マイナーと言えない非常に重要な改革であるというふうに思っております。

そこで、いよいよ質問のまゝに入りたいと思っておりますが、質問は二つあるんですね。こういう努力をされながら、同時に間接金融も、これは当面これが育つのを待っている間に干上がってしまったから、やはり間接金融もしつかりやっていただかなければならぬ。これはもう既に緊急経済特委で大臣にお尋ねをし、太田さん同様御丁寧な答弁をいただいておりますけれども、これはひとつさらにやっていた方がいい。

それからもう一つは、実績が上がっているというところをもっと公表するべきだと思うんですね。起業家精神というものを育てていく、中小企業の元気をつけるには、若い人たちが、こういう成果が上がっているんだよ、この政策によって、こういう直接金融の仕組みによってこれから大きく伸びるんだよ、こういうことが全国的にわかる必要があると思うのです。

特に、通産省が、十二の分野でしか、医療であるとか通信であるとか、そういう分野で比較的成功している例というのは、いろいろな雑誌を読むとあります。だから、今までもそうだったけれども、こういうものが伸びるよ。今までは若い会社が開発するのになかなか平均二十八年かかっているのですよ。それが縮められて、今二十五年になっている。しかし二十五年たてれば店頭公開できないというのでは、これは今の日本経済を元気にするには遅過ぎる。十年未満で店頭公開できるような方向に持っていくことがこの法律案の目的だろと思うのです。

既にこういう先例があるのだということを通産は十分研究しておられると思うのですけれども、私はそういうものをもっと公表してほしい。私も、こういう機会にお尋ねしなければ余りさういふものを存じません。これをもちと世の中に、こんなふうな若い会社が健全に育っているんですよ、それを育てるためにこういう努力が必要なんですというのをぜひおしやつていただきたいと思います。

○林(憲)政府委員 ぜひ成功事例等について公開して、世の中に知らしめて、次から次へと新しいベンチャーの種が育つようにという御指摘だと思います。全く同感でございます。日本におきましても、ベンチャー投資を受けてかなり有望な企業が育っているわけでございます。例示的に申し上げますと、例えば事業基盤が確立している株式公開企業の例として、アンテナ等の精密機器製造業のマスプロアンテナ、あるいはスポーツ用具等の製造業のアシックスなどもその一つでございます。

ます。また、最近株式公開をした有望企業の例としては、インターネット検索機能で有名なヤフーとか、あるいはワープロソフトの太田郎など有名企業、あるいはシステム、格安航空券の販売で脚光を浴びているエイチ・アイ・エスなどもございます。

このような企業の特徴として、投資事業組合などから投資を受けて事業を拡大して、創業をしてから割合に早い段階での株式の店頭公開や上場を果たしているということが共通しておられるわけでございます。ちなみに、我が国の九七年における新規店頭公開企業のうち、約七十七パーセントが投資を受けて事業を拡大してきている状況にございます。

御指摘のように、こういった成功事例が世の中に知れるにつれて、若い人たちが、おれもやってみようというような意欲を持って、アメリカと同様に次から次へと、大企業に就職するよりは新しい事業を自分で起こして成功したいという気持ちがかきつと社会的にも普及してくるのではないかと、そういう期待をしております。御指摘のように、こういった世の中に知らしめるという点の努力を一生懸命やっていきたいと思っております。

○西川(本)委員 日本の間接金融は、銀行同士の株の持ち合いが強かったりして、それがかえって直接金融市場、特に株式市場の健全な発展を阻害したりしているということがあります。今のうちに規制をどんどん緩和をしていく中からこういう知恵も出てくるし、すばらしい成果が上がるわけにございますから、大いに努力していただきたいというふうに思います。

最後に一点、懸念は、例えば今までのように中小企業投資育成会社または民間のベンチャーキャピタル等で支援を受けて公開をした中には、いわゆるスーパーマーケットが、地元のお店街と事を起こしているということも事実あるのです。私はそういう事例も幾つか承知しておりますけれども、申し上げたいことは、せっかく中心市街地活

性化法や大店立地法でそういう問題を審議して、一方で何の基準も規制も持たずに何でもかんでも野方図に育ててしまおうというのじゃなくて、やはり通産としてはきちっとした方向性を、つまり基準を設けて企業投資をやっていたらいいということ要望をいたしまして、この法律案に賛成をする立場で賛同をさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

我が国経済が今大変な危機的な状況を迎えている中で、先ほどもありましたが、雇用の面でも史上最悪、三・九パーセントの完全失業率という状況を迎えております。こういう中で、今回の法案が、ベンチャー企業の支援のため、こういう形で提案をされたわけでありまして、通産省の「投資事業組合制度の改革に向けて」、この説明ペーパーによりまして、パブル崩壊後、「廃業率が開業率を上回り、ネットでの企業数が減少する」という、かつてない事態に陥つていく。かかる状況下、我が国経済のダイナミズムを回復するためには、ベンチャー企業の育成が最重要課題だ、こうされているわけなんです。

これに対して、米国の場合はどうか。これは、中小企業庁のベンチャー資金調達環境整備研究会報告書でありますけれども、「米国においては、八〇年代に新規産業創出のための環境整備を実施したことにより、情報通信分野を中心に米国を代表するベンチャーが次々と誕生し、大企業が八〇年代に三百七十万人の人員削減を実施したのに対し、ベンチャー企業は、千九百万人の雇用を創出した」ということが言われている。このように書かれております。

いろいろな形で書かれておりますが、まず、ベンチャー企業、これは一体どういうものかという点、ちよっとお聞きをしたいと思っております。

○中澤政府委員 ベンチャー企業、定義としては、これはなかなかいろいろ議論があつて難しいわけにございます。今回のこの審査をお願い

している法案におきましてはベンチャー企業という言葉は使っておりませんが、説明資料などでは使っております。簡単に言えば、新しい技術とか新しい取引条件とか新しいサービスの試み、いろいろ新しい試みをやることによって、新しい製品をつくる、あるいは新しいサービスを提供することといったような事業をやるために起こってくる会社、あるいは現在ある会社であっても、そのようなものを新たな分野に展開しようとする会社というふうな理解をございまして、多くは中小企業、一部中堅企業もあるというふうに理解しております。

○大森委員 大臣も、この法案の参議院の委員会での審議の中で、ベンチャービジネスという定義が明確でない趣旨のことも述べておられるわけなんです。先ほどの研究会の報告で雇用創出と述べておりましたけれども、例えばこれは、東洋経済、ことしの二月二十一日号に掲載された国民金融公庫総合研究所所長の浦田秀次郎氏の研究報告ですけれども、「国民金融公庫では、昨年度米国の訪問して、創業企業の実態や創業支援策を調査した」ということを踏まえた上で報告ですが、例えば雇用拡大の関係で、「八三年から九三年の間に雇用者数は二百八十万人増加したが、このうち八割強に相当する千八百二十万人は中小企業によつてもたらされた。先ほどの数字に合っているわけなんです。さらに、これからの状況の第一の特徴として「創業が増えている業種は、ハイテク分野ではなく飲食店やサービスなど従来型の業種だ」ということである。実際に雇用拡大が大きい業種を見ると、飲食店や個人病院、託児サービスなど従来型の業種が上位を占めている。」「こういうアメリカの実態を報告されているわけですね。」

ですから、先ほど、雇用創出千九百万というのがベンチャー企業かのように研究報告されているわけなんです。実際には中小企業とほぼ同意の言葉じゃないか、このように思われるわけですね。そういう意味では、ベンチャー神話論じゃないのですが、ベンチャー美化論的な傾向がやはりあるの

じゃないかと思ひます。さらに、法案の説明ペーパーで、「中小・ベンチャー企業の創業にとつて重要なものは、資金・人材・技術の三要素。」「特に創業期の中小・ベンチャー企業は、担保なしのリスクマネーの供給体制の整備が最重要課題。」「このために今回の投資事業組合法の創設ということをうたわれているわけなんです。

そこで、日本のベンチャーキャピタルと投資事業組合の投資先企業のステージ、段階別投資割合はどうなっているのか、アメリカとの比較をお答えいただきたいと思います。

○中澤政府委員 ベンチャー投資先企業のステージごとの日米比較の御質問でございます。

日本については九五年度、アメリカにつきましては九五年度の数字で比較いたしますと、設立五年未満、いわゆる初期段階のステージというものの投資件数、我が国ではシェア一八パーセント、アメリカでは六六パーセントでございます。設立五年目から十年目までは、いわゆる発展段階と言われているところ、アメリカは二五パーセント、設立十年目以降、いわゆる後期段階と言われているところ、これは我が国が六三パーセント、アメリカが九パーセントというふうになっております。

○大森委員 今のお答えでも明らかなように、日本の場合、アメリカと比較しても、レーター、十年以上あるいは二十年以上というところになんか偏ったということになっているわけですね。それを、今回の法案によって創業期のベンチャー企業の支援へとこれを変えていくことができるのか、できるとすれば、その根拠をお示しいただきたいと思ひます。

○中澤政府委員 本法案、御審議いただいている法案が制定されますと、投資事業組合について、今の民法上の組合についての問題点というのがまず解決するわけにございます。これによりまして、先ほどもちよっと御答弁申し上げましたが、

よりすそ野の広い投資家の方々、個人投資家、海外の投資家、年金の方々も含めまして、こういうすそ野の広い投資家の方々から出資が促進されるということによりまして、いわゆるベンチャー企業への投資資金の量が大きくなってくるというふうなことがございまして、まさに、そういう点からも、アーリーステージのベンチャー企業への投資がより活発になっていくというのがございまして。

ただ、もう一つ、そのベースに、先ほど五年未満のいわゆるアーリーステージへの投資が日本とアメリカで比較して大分違うという御説明を申し上げましたけれども、この点につきましても、やはり日本のベンチャーキャピタルがある意味では発展途上にあつたということも原因だろうと思ひますし、また、いわゆる公開近企業という案件もそれなりにあつたということだろうと思ひます。日本のベンチャーキャピタル業界も投資ノウハウが向上してまいりましたし、また、実は率直に申し上げまして、公開近の企業の発掘というのはなかなか大変になってきておりまして、その辺も相まちまして、アーリーステージへの投資の割合というのは徐々に高まってきております。

先ほど九五年の数字を申し上げましたけれども、九六年の数字を申し上げますと、日本だけしか比較できないのですが、設立五年未満の企業への投資件数というのは二二%になっております。先ほど申し上げましたのが一八%でございまして、四%ではありますけれども、徐々にそういう形で上がってきている。そういう中で、この投資組合制度によつてさらにいろいろな投資家の資金が流れていくような形で、アーリーステージの企業への投資が進んでいくものというふうに理解してございまして。

○大森委員 今度の法案の仕組みによつてアーリーステージへの移行というのが促進される根拠という点で、やはり今明確に受け取れましたし、全体として、どちらかといえば希望の観測が

強いんじゃないかという印象を非常に持つわけですね。

日米のベンチャーキャピタルの実態を見ても、そういう期待が本当に果たされるかという点で非常に懸念、疑問があるわけですね。先ほど大臣自身、御答弁でもありましたように、日本の銀行が、当初の企業家精神、これが失われて、安定したところにはしか融資などを行わない。そういう銀行系あるいは生損保系、いわゆる全体として金融系がそのバックについているのが日本のベンチャーキャピタルの七二%を占める、七十数%を占める。これに対して、アメリカの場合、個人、複数も含めて個人、こういう独立系が八割近くを占める。こういうこととか、これは、さらに日本のベンチャーキャピタルの設立母体を見てもそういうことが言えるのではないかと思います。上位十社のうち上位三社は、例えば日本合同ファイナンス、これを見ても、野村証券、これが出資元、日本インベストメントファイナンス、これは大和証券、三位の富士銀行、これは富士銀行ということ、大手の金融機関、証券会社がバックについている。全体として、これはもう大臣自身がおっしゃつた、そういう安定したところ、つまり、公開直前とかそういうレーターのステージの、そういう全体の流れの中の日本のベンチャーキャピタル、日本のベンチャーキャピタルだけをそういう全体の構造の中で別に見ることはできないのではないかと思ひます。

さらに言えば、日本のVC上位十社の投資残高、これを見ますと、上位十社でシェアが何と六四・五%、上位二十社ですと、これは約八割にも相当しているわけですね。

もともと、ベンチャーキャピタル、これは中小企業白書でも定義をしておりますけれども、要するに「その株式価値を増大することによってキャピタルゲインを得ることを目的とする事業者である。」こういうことを考えますと、幾らリスクマネーを大量に供給しても、どうしてアーリーステージへの投資促進が保障されるのか、やはり疑問点は払

拭することができないと思ひますけれども、この点、どうでしょうか。

〔小此木委員長代理退席、委員長着席〕
○中澤政府委員 今委員御指摘のとおり、ベンチャーキャピタルの大手の中には、銀行とか証券との資本関係のある会社もございまして。ただ、これは委員も御案内かと思ひますが、独禁法十一条というのがございまして、銀行や証券会社による株式保有の制限がございまして。銀行、証券会社については五%以上持つてはいけない、保険会社については一〇%以上持つてはいけないという形でございまして、先生が言われましたジャフコ等々につきまして、そういう意味では五%以上野村証券は持てないというふうな事態で、ほかの銀行などもみんな同じでございまして。

したがいまして、今まで銀行あるいは証券の資本関係のあるベンチャーキャピタルというのが大手であつたのは、まさに、今までの銀行というその営業ノウハウあるいは証券、株式公開等のノウハウを持つた会社で、そういう形で資本関係のあるところでベンチャーキャピタル業務をやつていたということでございますが、先ほど他の先生の御質問にお答えいたしましたけれども、今回のこの法案で、情報開示ということをかなり徹底してベンチャーキャピタルに義務づけるわけでございます。さらにその中で、時価評価というふうな形も入れていくわけでございます。

そういう条件を整えて、海外の投資家あるいは個人の投資家からベンチャーキャピタルを選択できるようにやつていくということでございます。全体、この法律を御了承いただいて、通つて、そのスキームができたときに、多くの投資資金が、単に大手の金融関係会社と資本関係があるからといっただけでそこが選択されるということではない。

逆に言えば、これまでとの比較でいえば、この法律の仕組みが導入されれば、そうでない、今でもふえてきておりますスピニングアウトした人、ベン

チャーキャピタリストがやつていたそのベンチャーキャピタル等々の方々がファンドを創設し、いいパフォーマンスを上げ、それを情報開示をしていけば、相対的にそちらの方々がより強くなるというふうなことを促進する法律でもあるわけでございます。その辺、御理解いただきたいと思います。

○大森委員 質問の終了時間が参りましたけれども、あと一問だけお願いをしたいと思います。

法案では、対象企業を五億円、一千人としておりますけれども、これで果たして創業期の中小企業と言えるのかという点でありますけれども、中小創造法では、創業五年未満の中小企業と限定しております。なぜ対象を限定しないのか。

ちなみに、東京、名古屋、大阪の中小企業投資育成会社の実績で見ると、例えば大阪の金属製品製造業、これは投資直前資本金が五千万円、それから上場直前の資本金が七億円と、十四倍になっているわけですね。これは、四十七社のこの実績を見ますと、少なくとも大体六、七倍から、多いのは百五十倍ぐらいになるわけですね。五億円から始まれば、それがもう十数倍になれば数十億円ということになって、創業期の中小企業ととても言えないのではないかと、このように思ひますが、この点、いかがでしょうか。

○林(廣)政府委員 お答え申し上げます。

本法案はベンチャー投資を促進するという大きな目的のためにございまして、中堅企業の一部についても投資対象に含めることとしたわけでございますが、これは、我が国において、中堅企業の自己資本比率は中小企業並みに低いと先ほど大臣から答弁申し上げたとおりでございまして、一五%に満たない。中堅企業も中小企業と同様に物的担保不足に悩まされておまして、借り入れによる資金調達が大変困難であるという理由から、中堅規模の企業につきましても、投資によるリスクマネーを供給する必要性が極めて高いと判断したことによるわけでございます。

ベンチャーの育成あるいはベンチャー投資の進展が図られると確信をいたしておるわけでござい

○大森委員 終わります。

○齊藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○齊藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。大森委員。

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案に対して、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法が中小企業の名を冠してはいるものの、その本質は、我が国の金融系ベンチャーキャピタル及びその設立母体である大銀行、大手証券等の要求にこたえて、ハイリスク・ハイリターン・未公開株式の市場において、キャピタルゲインを大量に獲得、分配するための仕組みづくりであるからです。また、投資対象となり得る中小・中堅企業も公開予定のほんの一部の優良企業に限られ、圧倒的多数の貸し渋りに苦しむ中小零細企業にとっては、ほとんど無縁のものであります。

第二に、政府は創業期の中小・ベンチャー企業を支援することを口実にしていますが、我が国のベンチャーキャピタル投資の実態は、米国と異なつて、創業期ではなく、公開直前のレイトステージ、後期段階の投資に大きく偏っており、また、中小企業を創業、育成する本来の姿から大きく逸脱しており、こうした我が国ベンチャー支援のゆがみを是正しないまま、投資資金量だけをふやすことは、そのゆがみを一層拡大することになりかねないからであります。

第三に、投資事業組合が、その最大の資金調達源として予定する年金資金を元本保証のないリスクの大きな投資に巻き込む受け皿づくり、条件整備となるものだからであります。

最後に、創業期の中小・ベンチャー企業に対す

る金融、投資支援策としては、我が党も賛同してきた中小創造法その他に基づく投資、融資、債務保証などの多様な支援策があり、これらを、中小零細企業の願いや要望に沿った一層の運用の改善を図ることを要求して、反対討論を終わります。(拍手)

○齊藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○齊藤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出 参議院送付、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○齊藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○齊藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○齊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齊藤委員長 次回は、公報を持ってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時九分散会

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律

目次
第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 組合員の権利及び義務(第六条—第十

条)

第三章 組合員の脱退(第十一条—第十二条)

第四章 組合の解散及び清算(第十三条—第十五条)

第五章 民法の準用(第十六条)

第六章 登記(第十七条—第三十三条)

第七章 罰則(第三十四条—第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じて中小企業等の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業等」とは、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号に掲げるものをいう。)に該当する株式会社その他の株式会社であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。

一 資本の額が五億円以下のもの

二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の

常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

この法律において「中小企業等投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の中小企業等投資事業有限責任組合契約によつて成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 中小企業等の設立に際して発行する株式の取得及び保有

二 中小企業等の発行する株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。以下この項において同じ。)又は新株引受権付社債の取得及び保有

三 前二号の規定により中小企業等投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)がその株式、転換社債又は新株引受権付社債を保有している株式会社(中小企業等を除く。次号において同じ。)の発行する株式、転換社債又は新株引受権付社債の取得及び保有

四 中小企業等又は前号の株式会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。)

五 前各号の規定により組合がその株式、転換社債、新株引受権付社債、工業所有権又は著作権を保有している株式会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外

国に所在するものの上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されてい

ないものの発行する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 組合又は外国に所在する組合に類似する団体に対する出資

七 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余剰金の運用

中小企業等投資事業有限責任組合契約書(以下「組合契約書」という。)には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別

五 出資一口の金額

六 組合契約の効力が発生する年月日

七 組合の存続期間

八 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。

九 組合員の数の合計は、政令で定める数を超えてはならない。

(登記)

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(名称)

第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。

第一類第九号 商工委員会議録第十六号

平成十年五月二十二日

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法明治三十二年法律第四十八号第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、その使用以後に生じた組合の債務については、無限責任組合員と同一の責任を負う。

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 組合員は、金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とすることが出来る。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

(業務執行の方法等)

第七条 組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。

2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもって決する。

3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができる。ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

4 無限責任組合員が第三条第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

(組合員の責任)

第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

(財産分配の制限)

第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

第三章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 死亡

二 破産

三 禁治産

四 除名

第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によつて解散する。

ただし、第二号に掲げる事由による場合にあつては、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によつて新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加人させたときは、この限りでない。

一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退

三 存続期間の満了

四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもつて他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法明治二十九年法律第八十九号第六百六十八條組合財産の共有、第六百六十九條(金銭出資滞滞者の責任、第六百七十一條から第六百七十四條まで委任の規定の準用、業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権並びに組合員の損益分配の割合、第六百七十六條組合員の持分処分の制限及び組合財産分割の禁止、第六百七十七條(組合債務者の相殺の禁止、第六百八十條(除名、第六百八十一條(脱退組合員の持分の払戻し)、第六百八十三條(組合員の

解散請求、第六百八十四条(解除の効力の不
及、第六百八十七条(組合員である清算人の辞
任又は解任)及び第六百八十八条(清算人の職務
権限及び残余財産の分割方法)の規定を準用す
る。

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合員の数の合計
- 四 組合の事務所
- 五 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条

に掲げる事項を登記しなければならない。
2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があつたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。
(清算終了の登記)
第二十四条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地において

は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。
(管轄登記所及び登記簿)
第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄の登記所としてつかさどる。

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によつて、第二十二條から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)
第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)
第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。
(清算終了の登記の添付書面)
第三十二条 清算終了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第十八條まで、第二十條から第二十三條まで、第二十四條(第十六條を除く)、第二十六條(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七條(類似商号登記の禁止)、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項(合名会社の登記)及び第六十七條から第七十條まで(登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六條(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第 号)第十七條」と、民事保全法第五十六條中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。
一 この法律に定める登記を怠つたとき。

第三十五条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。
一 この法律に定める登記を怠つたとき。

第三十六条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。
一 この法律に定める登記を怠つたとき。

第三十七条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。
一 この法律に定める登記を怠つたとき。

二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

五 中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができるとき、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式を所有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該株式を所有する場合を除く。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記

(一) 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第 号)第三条第一項(中小企業等投資事業有限責任組合契約)に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約(以下この号において「組合契約」という。)につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(以下に掲げる登記を除く。)

イ 組合契約の効力の発生の登記

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

ハ 登記の更正の登記

ニ 登記の抹消

(二) 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記(以下に掲げる登記を除く。)

イ (一)イからハまでに掲げる登記

ロ 登記の抹消

(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律

申請件数	一件につき一万八千円
申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき二千円

第二十三条第一項及び第二項(清算人の登記の規定による清算人の登記
ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記
ハ 登記の抹消

理由

中小企業等の成長発展を図ることが我が国の経済活力を向上する上で重要であることにかんがみ、新たな組合契約に関する制度を創設し、無限責任組合員以外の組合員の有限責任の担保、これに伴う公示制度の整備及び組合の事業に係る情報開示の充実等の措置を講ずることにより、それらの企業に対する投資事業を容易にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

申請件数	一件につき千円
申請件数	一件につき千円

平成十年六月九日印刷

平成十年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K